

事務連絡  
平成 25 年 2 月 20 日

指定確認検査機関 御中

特定行政庁 静岡市長 田 辺 信 宏

### 確認申請書と適合証明書の記載内容相違の対応について（通知）

日頃は、市政及び建築行政にご理解及びご協力をいただきありがとうございます。

都市計画法施行規則第 60 条の規定により、建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができ、確認申請の審査において、適合証明書と確認申請書の内容を審査し、都市計画法への適合性を確認することとなっております。

先般、確認申請書の記載内容と適合証明書の記載内容が異なっていたにも関わらず確認済証が交付されたという事実が報告されました。記載内容の相違とは、計画内容が変更されたものではなく、建築面積及び延べ面積等の算定方法の間違いで、確認審査において指摘され修正されたものであり、都市計画法に抵触するものでないことは明らかでした。

しかしながら、本市においては、適合証明書と確認申請書の記載内容に相違があった場合には、都市計画部局に問い合わせ、対応方法を協議するようお願いしているところですので、今後も、確認申請書と適合証明書の記載内容の相違を確認した場合には、都市計画部局と協議し対応をしていただくことを徹底していただくようお願いいたします。

また、確認申請の申請者及び設計者への指導も併せてお願いいたします。

静岡市 都市局 建築部 建築指導課 審査担当

Tel:054-221-1259 Fax:054-221-1135